

生活保護のてびき



生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあります。
ためらわずにご相談ください。

中野区

生活保護とは

日本国憲法第 25 条では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、その権利を保障する義務は国にあると定めています。

生活保護とは、この憲法第 25 条の理念にもとづき、病気や老齢、その他さまざまな事情で生活に困っている人々に対して、その生活を保障し、自分の力や、ほかの方法で生活ができるようになるまで、その人に必要な援助をする制度です。

生活保護を受けるには？

生活保護を受けるためには、収入・資産・能力その他あらゆるものを、生活のために活用することが求められます。そのため、働ける人は能力に応じて働くこと、年金や手当など受給できるものは手続きをとること、預貯金等の資産を活用することなど、活用できるものはすべて活用することが必要です。

それでも最低限度の生活費に足りない場合、生活保護を受けることができ、その足りない部分を補います。

※ 暴力団員は生活保護を受けることはできません。

資力（資産等）がありながら生活保護を受けた時

保有する不動産の処分、生命保険の解約などにより収入を得たり、過去にさかのぼって年金や手当を受給した場合は、既に受給した生活保護費を返していただくことがあります。

扶養照会について

親子・兄弟などの扶養義務者からの援助は、生活保護法による保護に優先されます。ただし、扶養義務者がいるということで、生活保護を受ける事ができないというものではありません。扶養義務者に援助の可能性について照会を行うことがあります。それぞれの事情により「扶養義務の履行が期待できない」と判断される場合などは、基本的に福祉事務所から直接の照会を行わない事とされてます。

世帯について

生活保護は世帯単位で実施します。世帯とは、親族、他人を問わず同じ家屋に住み、生計をともにしている人々の集まりです。家を離れて他で働いている出かせぎや、入院している家族も同じ世帯となります。

同じ世帯の一部の人だけ生活保護を受けることは原則としてできません。一緒に暮らしている人全員で生活保護が必要かどうか判断します。

(注：例外的に別世帯の取扱いができる場合もあるので、ご相談ください)

保護のしくみ

生活保護は、保護を受けようとする世帯について、国が定めた基準に基づく最低生活費と、その世帯のすべての収入・資産をくらべて、最低生活費より収入・資産が少ない場合に、不足する部分を補うかたちでおこなわれます。

最低生活費は、世帯の生活状況（居宅・入院・入所など）、人数・年齢などによって異なります。

《例》

1ヶ月の最低生活費を
仮に10万円とすると

収入がないとき

保護費として10万円支給

収入が少しあるとき

収入が仮に3万円の場合は
保護費として7万円支給

保護を受けられないとき

収入が10万円をこえるとき



収入の申告の義務

給料・年金・手当・仕送り、さらには借金であっても、現実に世帯に入ったすべてのものが収入となり、収入の申告を行わなければなりません。

働いて得た収入の場合には、収入額に応じた控除があるほか、交通費や社会保険料などの必要経費を差し引いたものを収入とします。

また、預貯金、資産についても定期的に申告を行う必要があります。

病院にかかる場合

生活保護受給中は、国民健康保険証、後期高齢者被医療保険証は使用できません。生活保護申請中に医療機関に受診する場合は、保険証は使用せず、受診した医療機関窓口にて生活保護申請中であることを伝えて下さい。

勤務先（会社等）の健康保険証はそのまま使えます、生活保護申請中であることを伝えた上で、使用ください。

なお、治療を受けることができる医療機関は、原則生活保護法の指定医療機関に限られます。また、薬については原則としてジェネリック医薬品を使用していただきます。

最低生活費について

生活保護には、次の8種類の扶助について、世帯の人数や世帯員の年齢・生活状況などに応じて、国が定めた基準に基づき、必要な額の算定を行います。個々の世帯についての最低生活費とは、これらの扶助にかかる額を合算したものをいいます。

1)生活扶助	食費、衣類、光熱水費、入院中の日用品費などの日常のくらしの費用 障害者やひとり親など、特別に必要とする経費に対応する加算
2)住宅扶助	住まいにかかる費用(家賃や地代、契約更新料等) ※住宅扶助には上限額があります
3)教育扶助	義務教育を受けるための費用(学用品や給食費・教材代など)
4)医療扶助	医療を受けるための費用(診療費のほか、薬や眼鏡・コルセットなど) ※薬は原則としてジェネリック医薬品の処方となります
5)介護扶助	介護サービスを受けるために必要な費用
6)出産扶助	お産のための費用
7)葬祭扶助	火葬等の費用
8)生業扶助	就職支度金・高校就学・手に職をつけるための費用

☆生活にお困りの方は気軽にご相談を☆

生活に困ったら、まず、相談窓口をおたずねください。生活保護に該当するしないにかかわらず、他の福祉施策の紹介も含めてご相談に応じます。電話での相談も受け付けています。生活保護は世帯主本人だけでなく、親子・兄弟などの扶養義務者や、同居する親族であれば申請ができます。また、生活についての相談はどなたでもできます。

本人が区役所に出向くことができず、また代わって相談する親族や友人などが身近にいない場合は、電話や手紙等でご連絡ください。

☆申請から決定までの流れ☆

生活保護の申請後、担当者が家庭訪問を行い、生活状況・資産状況等を伺うとともに、提出された書類内容の調査などを実施し、生活保護を受ける要件を満たしているか確認をします。原則申請のあった日の翌日を初日として14日以内(調査に日時を要するなど特別な事情がある場合は30日以内)に生活保護の開始又は却下の決定を行います。

●申請および相談窓口●

中野区生活援護課(中野区福祉事務所) 生活相談係 中野区役所2階16番窓口
電話番号 3389-1111(代表) 内線4521・4522・4523